

坂月川における身近な水辺環境事業推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、坂月川における身近な水辺環境事業（以下「水辺環境事業」という。）の推進に関し必要な事項を定めることにより、坂月川周辺に位置する水田等について、その機能に配慮しながら多様な生態系及び自然的景観を保全するとともに、市民が水とふれあい、水辺環境についての理解を深めることのできる場を提供することを目的とする。

(水辺環境事業区域の指定)

第2条 市長は、水辺環境事業の推進に当たり、坂月川周辺に位置する水田（休耕田を含む。）又はその周辺からなる一団の土地のうち、水辺の景観及び動植物の生息環境等において良好な自然環境を有する区域で、土地所有者との間に水辺環境事業の推進に関する協定（以下「推進協定」という。）が締結された土地等に係る一定の区域を、水辺環境事業区域として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定された区域内に、水辺環境事業区域である旨を表示した標識を設けるものとする。

(推進協定の締結)

第3条 市長は、前条第1項の規定により水辺環境事業区域を指定しようとするときは、当該区域の土地所有者（以下「土地所有者」という。）と、別に定めるところにより推進協定を締結するものとする。

2 推進協定の期間は、5年とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の期間が満了する日の3月前までに、土地所有者から協定解除の申出がないときは、5年を超えない範囲で協定を更新できるものとする。

(事業)

第4条 市長は、水辺環境事業の実施及び管理に当たり、当該水田等の機能に配慮しつつ、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 水辺に関する自然観察、自然体験等の環境学習に関すること。
- (2) 水辺環境の保全及び創造に関すること。
- (3) 水辺環境に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 水辺環境の保全活動の育成、指導及び普及啓発に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項に関すること。

(施設の設置等)

第5条 市長は、水辺環境事業区域として指定した区域を市民の利用に供するため、前条に掲げる事業の実施に当たり、推進協定に基づき、水辺の植生等及び景観の保全を損なわないよう、必要最小限の施設の設置その他の施設整備及び管理を行うものとする。

(活動協定の締結等)

第6条 市長は、水辺環境事業の実施及び管理を行う上で必要があると認めるときは

第4条の規定による事業の全部又一部についてボランティア団体等（以下「活動団体」という。）と、別に定めるところにより、水辺環境事業の推進に関する活動協定（以下「活動協定」という。）を締結するものとする。

2 活動団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 本要綱の目的に合致した水辺環境事業の推進を行う団体（市民団体、学校、自治会など）
- (2) 組織として規約の定めのある団体
- (3) 活動の目的や内容が非営利である団体

3 活動協定を締結した活動団体は、毎年度当初市長に対し活動計画書を提出し、承認を得るものとし、活動終了後速やかに活動報告書を提出するものとする。

4 活動協定の期間は、推進協定の期間の満了する日を超えない範囲とする。

5 市長は、活動協定を締結した活動団体に対し、活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(行為の制限)

第7条 何人も、水辺環境事業区域においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

ただし、土地所有者、活動団体又は本市が、推進協定若しくは活動協定に基づいて行う場合は、この限りでない。

- (1) 動植物を採取し、又はこれらを毀損若しくは譲渡すること。
- (2) 当該事業区域の生態系及び自然的景観に影響を与える恐れのある動植物を持ち込み又は遺棄すること。
- (3) 当該事業区域内に所在する土地、施設等に係る権利を移転し、又は新たに設定すること。
- (4) 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- (5) 建築物、工作物等の建築、築造若しくは移転又は撤去
- (6) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質変更
- (7) 集会、展示会その他これらに類する催しのために、当該事業区域の全部又は一部を独占して利用すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第4条に規定する事業の実施に支障となる行為

(奨励金)

第8条 市長は、水辺環境事業区域として指定された区域の土地所有者に対して、当該区域における水田等の保全の協力、市民の利用等に対する代償として、毎年度予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

2 前項に規定する奨励金の額は、次の各号に定めるところにより算定して得た額とする。

- (1) 奨励金の年額は、水辺環境事業の事業区域として指定された区域の面積1平方メートルにつき当該地が市街化区域に位置する場合は20円、市街化調整区域に位置する場合は10円をもって算定した額とする。ただし、市長が必要と認める場合にあっては、この限りでない。
- (2) 年度途中で推進協定を締結し、又は当該協定を解除したときは、前号の額に協定実施期

間の月数を12で除した数を乗じて得た額（1円未満はこれを切り捨てる。）とする。

（氏名等の変更の届出）

第9条 第3条第1項の規定により推進協定を締結した者は、氏名及び住所（団体にあつてはその名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があつた場合には、すみやかに氏名等変更届出書（様式第1号）を市長へ届け出るものとする。

2 前項の規定は、第6条の規定に基づき活動協定を締結した活動団体について準用する。

（承継）

第10条 推進協定の対象である土地について相続、分割、譲渡などにより新たに土地所有者となつた者は、当該推進協定を承継することができる。

2 前項により推進協定を承継した者は、推進協定承継届出書（様式第2号）を市長へ届け出るものとする。

3 第1項の規定により承継した推進協定の協定期間は、承継前の推進協定の残期間とし、第3条第3項に規定する協定の更新は適用しない。

（水辺環境事業区域の台帳整理等）

第11条 市長は、水辺環境事業区域の台帳を作成し、これを保管するものとする。

2 前項の台帳は、土地調書、施設調書、図面をもって組成する。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。